

事務連絡

令和2年12月15日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険サービスの提供に当たっては、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、感染拡大防止に向けた留意点等をお示ししているところです。また、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、研修教材の一部を公開したところです。

今般、管理者・感染対策教育担当者向け教材を公開いたしました。併せて、介護保険サービスに従事する職員が感染防止策を実施できるよう、感染症の専門家による実地での研修を行うことといたしました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、貴会会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）」（令和2年12月14日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）